

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者、

十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

議案第十八号昭和五十九年度福生市一般会計補

正予算(第七号)について反対討論を行います。

当補正予算は年度末に当たり歳入歳出においてその多くは精算的の内容内容となっています。昭和五十九年度の当初予算は市民生活を守るための

福祉、教育予算を前年と同じ水準に置かれました。組まれた予算でした。年度末に果て財源が余ったからといってその財源を基金に積み立てて留保するという予算を例年組んでありますが、これでは到底市民生活を擁護することではできなかと考えております。

市民にとって市政に対する期待は大きいものがあります。市民の切実な要

求を実現するためにも基金へ積み立てるのではなく繰上り越して市民のため市政を実現するよう要求いたします。簡単ですが私の反対討論といたします。

○副議長(高水惣八君)

以上で討論を終わります。

これより議案第十八号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(高水惣八君)

起立多数であります。

よって議案第十八号は、各

委員長長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分

休憩

午後一時一分

開議

○副議長(高水惣八君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六議案第三十五号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第八号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長 東田正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

それでは御指名でございますので、ただいま議題となりまして、議案第三十五号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第八号)について、当委員会の審査報告と、概要を御報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず歳入全般を審査した後に歳出の順で審査をいたしました。理事者は、歳入全般の説明を受けた後に審査に入りました。また歳出においても審査し

た結果、さしたる意見もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決した次第でございます。

どうか当委員会報告とおり御決定、御可決くださいますようお願い申し上げます。そして、審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君)

次に建設委員長 加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名でございますので、議案第三十五号について審査報告とさせていただきます。

では、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本補正八号については、理事者より、今回の補正は一般職の職員の給与の改正に伴う増減の調整であるとの説明があった後に質疑に入りまして、十九ページの西住宅地区周辺排水路費のうちで、これだけが職員の手当等が載ってないが、その理由は何かとの質問に対して、それに対して、通常は当初予算に三%ほどの給与のベースアップを見込んでいたが、今回のベースアップが二・六%であるので、

○四%分減額するものがゼロになった。

それから、これは防衛費の補助金等の関係で、その一名の職員を昨年の五十八年度の会計で繰越明許とした関係で精算をしようとプラスマイナスゼロになるというこの説明がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 次に厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第三十五号の厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し上げます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

内容説明の後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべ

きものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十五号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、各

委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第十七議案第十九号昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第十九号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本会不審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後に質疑に入り、したところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終了いたします。

これより議案第十九号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、

委員長報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第十八議案第三十六号昭和五十九年度福生

市国民健康保険特別会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がござりましたので議案第三十六号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査に元立ち、担当課長より内容の説明を受けた後に質疑に入り、したところ、委員より、一般管理費で三千万円を減額しているが、前回の五号補正のときに間に合わなかったのかとの質問に對して、間に合わなかったこともあり、この特別会計も一般会計同様に取り扱という方針ですので別にしておいていただいたとの説明がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するべしと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十六号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会、委員長報告のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十六号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第十九議案第二十号昭和五十九年度福生市

福生市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので議案第二十号について

審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、昨年完成した福王駅東口土地区画整理事業に伴う換地清算金で四十九万円を減額するための補正であるとの説明があった後、質疑に入りましたが、分納希望者は何名ぐらいか金額はどのくらいか。また分納期限は何年かとの質問に対し、全体で二十八名の関係者の中で分納希望者は五名で、元金と利子を合わせて百九十二万四千四百五十五円であり、五十五年度から始まり六十四年度までであるとの答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第二十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

御異議なしと認めます。

よって議案第二十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

日程第二十議案第二十号昭和五十九年度福生市

下水道事業会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がござりましたので議事第二十一号に

ついて審査報告を申し上げます。

なか、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

まず理事者より概要の説明があった後に質疑に入りましたが、六ページの明星大学の建設計画に伴う公共下水道の放流に関する建設協力金について何を基準にしたのかとの質問に對して、協力金の算出根拠は流域下水道が昭和四十九年から五十九年まで関係市町で支払った金額、これが管渠の分で十四億四千五百万円になるが、これと処理場の建設分が五十億五千四百万円程度が支払われているが、その算出方法は流域下水道の管渠分は全体で二千七百八十四ヘクタールであるが、明星大学の放流からの流出面積は二二・二ヘクタールである。率にして〇・七九%が算出されている。その算出された分に三十年分と七年分を掛けると管渠分の方が二百六十六万五千円

で、福生市分は二二・四二%を掛けると六十五万一千円であり、処理場の方は人工汚水路に付いている比率で〇・四八%に三十年分と七年分を掛けると福生の分一・二二%を掛けると六十八万四千円となり、合計で百三十三万五千円という金額が雑入に入るとの答弁がありました。

お諮りしましたところ全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第二十一号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十一号は、委員長の報告どおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第二十一議案第三十七号昭和五十九年度福生市

下水道事業会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がございましたので議案第三十七号について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略していただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

この補正予算七号は給与改定に伴う職員の人件費のみの補正であるとの説明があり議事に入りましたが、お諮りいたしましたところ全員異議なく

原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十七号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十七号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第二十二議案第二十号昭和五十九年度福王市

受託水道事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本席については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がございましたので議案第二十号につ

いて審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

この補正四号の千九百四十万円の減額は執行残による減額が主なものであるとの説明があった後、質疑に入りました。歳入で東京都から五億七千九百九十一万九千円が入ったが、執行残で千九百四十万円の余った金額はどのような措置とするのか。また東京都の資金計画はどのようなふうになっているかの質問に対して、東京都の経理については前にやった公営企業関係の経理で処理されていると思ふ。また執行残については東京都の方の委託料の執行残という形で経理

がなされている。

また、もう一点、資金計画はどのようなふうな質問に対して、市の方から毎月資金利用計画を東京都の方へ出して、それに基いて資金の受領としていくとの答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十号について採決いたします。

本席に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高水惣八君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長（高水惣八君） この際、日程第二十三議案第二十三号について理事者より出る本会議二日目の発言を一部取り消した旨の発言申し出がありましたので、これを許します。

○助役（古谷徳男君） お許しをいただきますことにありがとうございます。自席から発言をさせていただきます。

本定例会第二日目に御提案申し上げました昭和六十年度福生市一般会計予算の提案説明の際に、当初予算資料の二十三ページから二十七ページに於ける主要建設事業一覧表の中で、特定財源欄の国庫支出金欄中、総理府とあるのを総務庁に訂正をお願い申し上げたところ、訂正がございまして、これについては訂正したことが誤りでございまして、訂正前の総理府

が正しかったわけでございます。まことに申しわけございませんが、訂正発言の取り消しをお願い申し上げます。

大変不手際で恐縮に存じますが、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

○副議長（高水惣八君） ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高水惣八君） 御異議なしと認め、取り消すことに決定いたしました。

○副議長（高水惣八君） 日程第二十三議案第二十三号昭和六十年度福生市一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

本委員は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高水惣八君） 御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質